

看護師養成所管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第44号

看護師養成所管理運営規則の一部を改正する規則

看護師養成所管理運営規則（昭和45年岩手県規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(定員及び修業年限) 第2条 学生の定員及び修業年限は、次のとおりとする。				(定員及び修業年限) 第2条 学生の定員及び修業年限は、次のとおりとする。			
学院名	入学定員	総定員	修業年限	学院名	入学定員	総定員	修業年限
[略]				[略]			
岩手県立宮古高等看護学院	<u>24人</u>	<u>72人</u>	[略]	岩手県立宮古高等看護学院	<u>32人</u>	<u>96人</u>	[略]
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。